

日本きのこ学会会則

(2010年9月17日改定・2010年9月17日施行)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本きのこ学会 (Japanese Society of Mushroom Science and Biotechnology) と称する。略称はJSMSBとする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、当該会長がその都度定める。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、きのこに関する学理とその応用技術について、発表、連絡、知識の交換、情報の提供を行う場となることにより、きのこの科学技術に関する研究の普及を図り、わが国の学術と関連産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会、シンポジウム等の開催
- (2) 学理と新技術の普及および実習研修を目的とした技術研修会の開催
- (3) 会誌「日本きのこ学会誌」および図書の発行
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した、学生の身分を有する個人
- (3) 国外会員 本会の目的に賛同して入会した外国人
- (4) 名誉会員 きのこ学または本会の発展に功績があった満70歳以上の個人
名誉会員の推挙は名誉会員選考規程による
- (5) 特別会員 本会の目的に賛同して入会し、満70歳以上であることを申告した個人
被選挙権以外は正会員と同等の権利を有する

- (6) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した団体
- (7) 購読会員 本会の会誌の購読のみを希望する団体

(権 利)

第6条 会員は次の権利を有する。但し、正会員以外は本会則および本会規程により、権利が一部制限される場合がある。購読会員は第2号の権利のみを有する。

- (1) 大会、シンポジウム、研修会等本会の行事に参加すること
- (2) 「日本きのこ学会誌」および無償または一部有償の本会刊行物の配付を受けること
- (3) 「日本きのこ学会誌」および本会刊行物に投稿すること、並びに大会で発表すること
- (4) 総会に出席すること
- (5) 役員および評議員を選出ならびに選任されること
- (6) 本会が授与する賞の受賞者およびその推薦者になること
- (7) 本会が行う学術研究相互援助等の諸事業に関する便宜を受けること

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会長に申し込まなければならない。団体会員は本会に対する代表者の氏名を会長に届けなければならない。会長が入会を認め、所定の会費の納入により入会とする。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとする時は、退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会費を1年以上滞納した時は、退会したものとみなす。
- 3 本学会の名誉を著しく傷つけ、また本学会の目的に反する行為があった時は、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

(会 費)

第9条 本会の会費は次の通りとする。改定は総会の議決による。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 正 会 員 | 6,000 円 |
| (2) 学生会員 | 3,000 円 |
| (3) 特別会員 | 4,000 円 |
| (4) 国外会員 | 4,000 円 |
| (5) 団体会員 (一口) | 50,000 円 (一口以上) |
| (6) 購読会員 | 10,000 円 |

- 2 名誉会員の会費は、免除する。
- 3 会費は、当該暦年の前納制とする。
- 4 会費が前納されない場合は、会費が納入されるまで会誌の発送を停止する。
- 5 既納の会費はいかなる理由があっても返却しない。

第4章 役員等

(役員)

第10条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 (理事を兼ねる) 1名
- (2) 副会長 (理事を兼ねる) 1名
- (3) 編集委員長(理事を兼ねる) 1名
- (4) 理事(会長・副会長・編集委員長を含む) 11名
- (5) 会計監査 2名

(役員を選任)

第11条 会長は正会員、団体会員代表者から選出され、その方法は別に定める選挙規程による。

- 2 理事は、会長、正会員から選挙で選出された5名、団体会員代表者から選挙で選出された1名、正会員および団体会員代表者の被選挙人より会長が指名する4名の計11名とする。但し、会長の指名による理事は選挙で選出された理事の承認を得るものとする。
- 3 次期副会長は、次期会長が選挙で選出された次期理事の中から指名し、次期理事の承認を得るものとする。
- 4 次期編集委員長は次期会長が次期理事の中から指名し、次期理事の承認を得るものとする。
- 5 会計監査は、評議員会において正会員の中から選出し、会長が委嘱する。但し、他の役員を兼ねることができない。
- 6 役員が任期の途中で退任した場合は、理事会で後任を指名する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議を召集してその議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌握し、会長に事故ある時はその職務を代行し、会長が欠けた時は会長に就任して、その職務を行う。
- 3 理事は、会長および副会長を補佐し、理事会を組織し、本会に係わる事項を審議し、執行する。
- 4 編集委員長は編集委員会を組織し、「日本きのこ学会誌」編集の責任を負う。
- 5 会計監査は本会の会計を監査する。

(評議員)

第13条 本会に評議員をおく。

- 2 評議員は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 団体会員の代表者
- (2) 別に定める選挙規程により選出された40名以内の正会員

(評議員職務)

第14条 評議員は評議員会を組織し、本会則に定める事項を審議する。また、必要と認める事項について審議し、会長に提言することができる。

(役員および評議員の任期)

第15条 役員および評議員の任期は、4月1日よりの2年間とし、再任を妨げない。但し、会長の連続3選並びに副会長の連続3選はしないものとする。また、任期の途中で補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第16条 会長は、会務遂行のため、幹事を委嘱することができる。幹事の任期は、委嘱した会長の任期以内とする。

(各種委員)

第17条 会長は、会務遂行のため、理事会の承認を経て、各種委員を委嘱することができる。

第5章 会議

(会議)

第18条 本会に総会、評議員会、理事会をおく。

(総会)

第19条 総会は正会員、学生会員、国外会員、名誉会員、特別会員および団体会員の代表者によって構成し、年1回会長が召集する。但し、次の各号の何れかに該当する場合は、臨時召集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 評議員現在数の3分の1以上から請求があったとき
- (3) 総会を構成する会員の5分の1以上から請求があったとき

(総会の議長)

第20条 総会の議長は会長とする。

(総会の決議事項)

第21条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 会則で規定する事項
- (5) その他、理事会または評議員会が必要と認めた事項

(総会の議事)

第22条 総会の議事は、総会構成員の出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第23条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(評議員会)

第24条 評議員会は、理事、評議員をもって構成し、毎年1回会長が召集する。但し、次の各号の何れかに該当する場合は、臨時召集する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 評議員現在数の3分の1以上から請求があったとき

(評議員会の議長)

第25条 評議員会の議長は会長とする。

(評議員会の審議事項)

第26条 評議員会は、総会に提出する事項、細則、および本会の運営あるいは事業の遂行上必要な事項を審議する。

(評議員会の議事)

第27条 評議員会は、評議員会構成員の3分の1以上の出席がなければ開くことができない。但し、当該会議につきあらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

- 2 評議員会の議事は、評議員会構成員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は前期を含む役員、各種委員、幹事に出席を求め、報告等を依頼することができる。

(会員への通知)

第28条 評議員会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(理事会)

第29条 理事会は毎年2回会長が召集する。但し、次の各号の何れかに該当する場合は、臨時召集する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 理事会構成員の過半数から請求のあったとき

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は会長とする。

(理事会の審議事項)

第31条 理事会は本会の会務の遂行に必要な事項、総会および評議員会提出事項を審議する。

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。但し、当該会議につきあらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、理事の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は前期を含む役員、各種委員、幹事に出席を求め、報告等を依頼することができる。

(会員への通知)

第33条 理事会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

第6章 授 賞

(授 賞)

第34条 本会に、日本きのこ学会賞(以下、「学会賞」という)、日本きのこ学会奨励賞(以下「奨励賞」という)、および日本きのこ学会技術賞(以下、「技術賞」という)をもうける。

- 2 賞は賞状および副賞(盾)よりなり、本会総会にて授与する。

(学会賞)

第35条 学会賞は、きのこに関する基礎および応用研究によって学術的あるいは産業的に大きく貢献した個人または複数の研究者に授与する。

- 2 一年度の授賞は1件以内とする。

(奨励賞)

第36条 奨励賞は、きのこの科学および技術の進歩に寄与する優れた研究を行い、将来の発展を期待しうる満40歳以下の個人に授与する。

- 2 一年度の授賞は3件以内とする。

(技術賞)

第37条 技術賞は、きのこ産業の発展に関して、新規な技術開発により多大な貢献をした個人あるいは団体等に所属する複数の研究者に授与する。

- 2 一年度の授賞は1件以内とする。

(受賞者の選考と決定)

第38条 受賞者は、別に定める学会賞等受賞者選考規程により選考し、理事会の議を経て会長が決定する。

第7章 編集委員会

(編集委員の委嘱)

第39条 編集委員は編集委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。

(編集委員会の職務)

第40条 編集委員長および編集委員は編集委員会を組織し、学会誌の編集方針を審議し、投稿原稿の審査を行う。

(編集幹事の委嘱)

第41条 編集委員長は編集に関する事務処理のため、必要に応じて、編集幹事を委嘱することができる。

第8章 会 計

(経 費)

第42条 本会の運営経費は会費、寄付金、出版物の売上金、預貯金利子等の収入をもってあてる。

(決 算)

第43条 本会の収支決算は会計年度終了後すみやかに監査を受け、理事会、評議員会の議決を経て総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(会計年度)

第44条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

細 則

(2010年9月17日改定・2010年9月17日施行)

団体会員および名誉会員の特典

- 1 団体会員は、正会員、学生会員、国外会員のもつ特典に加えて以下のような特典をもつ。
 - ・本会の主催する大会、シンポジウムなどの集会に、1口につき5名まで、それぞれ会員参加費で参加、発表することができる。
- 2 名誉会員は以下のような特典をもつ。
 - ・名誉会員は年会費および年次大会の参加費(懇親会費を含む)を免除される。

日本きのこ学会受賞者選考規程

(2003年8月6日改定・2004年4月1日施行)

- 第1条** 受賞対象者は、本会会員および団体会員所属の研究員とする。但し、奨励賞に関しては受賞年の4月1日現在満40歳以下の正会員または学生会員とする。
- 2 受賞対象業績は、日本きのこ学会誌、その他の学術雑誌や特許を含め公表されたものとする。

3 以下のものについては受賞対象者とししない。

- (1) 過去に当該賞を受賞した者
- (2) 同一課題で他学会等において受賞した者

第2条 受賞者の選考にあたる為、学会賞等受賞者選考委員会をもうける。

- 2 委員会は正会員および団体会員代表者計5名で構成する。
- 3 委員は理事会で選考し、会長が委嘱する。
- 4 委員の選考にあたっては、その委員が専門とする領域を考慮した構成とする。
- 5 委員の任期は4月1日よりの2年間とし、再任する場合は2期までとする。

第3条 受賞候補者の推薦は、正会員、名誉会員および団体会員代表者がおこなう。

- 2 推薦者は、同一年度に当該賞について1名の受賞候補者を推薦することができる。
- 3 選考委員は、上記推薦の締切日以降であっても、独自に候補者を推薦することができる。
- 4 推薦者は、自己と同一所属の会員を受賞候補者として推薦できない。

第4条 推薦にあたっては下記書類を庶務担当理事宛に期限内に提出(提出部数6部)する。1部は本文とし、他はコピーで良い。

- (1) 被推薦者の学歴および研究歴並びに当該事業および関連業績の原著論文、特許公報等の目録。他の業績に関して受賞したことの有る場合は、その旨を研究歴の下に記載すること
- (2) 業績の題目および要旨
- (3) 当該業績にかかる原著論文および特許公報等の別刷(主要なもの10件以内)
- (4) 推薦状(推薦理由記載、800字以内)

第5条 受賞者選考委員会は、学会賞、奨励賞、技術賞の3賞について選考する。

- 2 委員会は、委員の発議により、独自に授賞に該当する業績をあげた会員を選考することができる。
- 3 委員会の開催は、全委員の出席を要件とする。但し、予め書面で意思を表示したものは出席者とみなす。
- 4 受賞候補者の委員会における決定は、投票によるものとし、3分の2以上の賛成を決定の要件とする。
- 5 委員会決定事項は、委員会終了後速やかに会長に報告する。

第6条 本規程の改定は評議員会の決議による。

会長・理事・評議員選挙規程

(2010年9月17日改定・2010年9月17日施行)

第1条 会長・理事・評議員の選挙権は、会費を完納した正会員、学生会員、特別会員および団体会員が有する。但し、団体会員の選挙人は団体会員代表者とし、評議員の選挙権は持たない。

第2条 会長・理事・評議員の被選挙権を有するものは、選挙実施前々年度以前から、正会員、団体会員代表者であるものとする。但し、団体会員の被選挙人は団体会員代表者とし、評議員の被選挙権は持たない。

第3条 選挙に関する業務は、選挙管理委員会が行う。

第4条 選挙管理委員会は役員任期満了の1年前までに設置する。選挙管理委員会は2名の選挙管理委員によって構成する。選挙管理委員は役員以外の正会員および団体会員代表者から理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。選挙管理委員の任期は当該選挙年度末までとする。

第5条 選挙管理委員会は任期満了の9ヵ月前までに全会員に対して、正会員被選挙人名簿並びに団体会員代表者被選挙人名簿を公表して名簿の確認を行う（被選挙人名簿公開後1ヵ月以内までに会費を完納していない者は被選挙権と選挙権を有しない）。

第6条 評議員会による会長候補者推薦の選挙の公示は任期満了の6ヵ月前、選挙は任期満了の5ヵ月前までに行う。
2 団体会員代表者からの理事選出選挙は正会員からの理事・評議員選挙に先立って行うものとする。

第7条 評議員会は、会長候補者推薦選挙の結果、得票数の上位3名までの者を会長候補者として選出する。選挙は単記無記名方式の投票で行う。
2 会長候補者推薦選挙に関する全ての事務は選挙管理委員会が行う。

第8条 団体会員代表者からの理事は、団体会員代表者により団体会員代表者の被選挙人の中から単記無記名方式の投票による選挙で選出する。
2 前項の選挙で、得票最上位者を理事当選者とする。得票数が同数の場合は抽選により決定する。

第9条 選挙管理委員会はいずれの選挙においても開票後速やかに会長に開票結果を、当選者に当選を通知する。当

選者は通知を受け取ってから、10日以内であれば、理由を付して辞退することができる。この場合、次点の者を繰り上げる。次点で同数の得票者が複数名の場合は抽選により決定する。

2 理事に選出された団体会員代表者が正会員である場合、選挙管理委員会は正会員の被選挙人名簿より理事に選出された団体会員代表者を除く。

第10条 会長選挙と正会員からの理事・評議員選挙の公示は任期満了の4ヵ月前、選挙は任期満了の3ヵ月前までに行う。

第11条 次期会長は、評議員会が推薦した次期会長候補者を含む、正会員および団体会員代表者の被選挙人名簿より、正会員、学生会員、特別会員および団体会員代表者による選挙で選出される。会長選挙は単記無記名方式の投票とする。

2 前項の選挙で、得票最上位者を会長当選者とする。最上位の得票数が同数の場合は抽選により決定する。

3 会長当選者が団体会員代表者による理事選挙の理事当選者である場合、団体会員代表者による理事選挙の次点の得票者を理事に繰り上げる。次点で同数の得票者が複数名の場合は抽選により決定する。

第12条 正会員からの理事・評議員は、会員、学生会員および特別会員により正会員の被選挙人の中から10名連記の無記名方式の投票で選出される。

2 前項の選挙で、得票上位5名を理事当選者、次に得票の多い者から40名を評議員当選者とする。但し、評議員当選者から正会員でもある団体会員代表者を除く。同一得票者が複数名の場合は抽選により決定する。

第13条 次期会長は正会員および団体会員代表者の被選挙人より理事を4名指名し、選挙で選出された理事の承認を得る。

第14条 前条までに規定されていない事項に付いては、選挙管理委員会の判断に委ねる。

第15条 本規程の改定は評議員会の決議による。

付 則

選挙管理委員会は任期満了の9ヵ月前までに全会員に対して、正会員被選挙人名簿並びに団体会員代表者被選挙人名簿を公表して名簿の確認を行うことになっているが、2010年度に限り6ヵ月前までとする。

会長・理事・評議員の被選挙権を有するものは、選挙実施前々年度以前から、正会員、団体会員代表者であるものとなっているが、2010年度に限り選挙実施前年度以前から、正会員、団体会員代表者であるものとする。

名誉会員選考規程

(2010年9月17日制定・2011年4月1日施行)

第1条 名誉会員は次の一または二号に該当する個人のなかから選考される。

- 一 会員歴通算12年以上(きのこ技術集談会、日本応用きのこ学会の会員歴を含む)で、満70歳以上の正会員または団体会員代表者または特別会員とする。
- 二 上号のほか、きのこ学に顕著な功績のあった個人、または本学会の発展に著しい貢献が認められた個人。

第2条 名誉会員候補者選考委員会によって同一年度に2名以内の名誉会員候補者が選考され、理事会および評議員会の議を経て、総会で名誉会員を決定する。

第3条 名誉会員候補者選考委員会は、正会員および団体会員代表者のなかから会長が指名し、理事会が承認した5名の委員から構成される。

第4条 名誉会員候補者選考委員長は委員の互選によって決定する。

第5条 名誉会員候補者選考委員の任期は2年とし、二期までに限り連続で再任できる。

名誉会員選考細則

(2010年9月17日制定・2011年4月1日施行)

- 1 名誉会員候補者は3名以上の理事または評議員の推薦を受けた者とする。
- 2 名誉会員候補者選考委員会は、以下に記す本学会に対する顕著な功績や貢献と認められる事項のうち、少なくとも二つ以上の項目を満たす者を名誉会員候補者として選考する。
 - a 会長、副会長、編集委員長のうち一つ以上を経験していること。
 - b 理事または旧常任幹事(きのこ技術集談会)を通算8年以上経験していること。
 - c 日本きのこ学会または日本応用きのこ学会の学会賞あるいは技術賞を受賞していること。
 - d 大会委員長または、本会が主催または共催した国際シンポジウム等の実行委員長を経験していること。
 - e その他